

退職後の健康保険 制度への加入

(退職時の手続き編)



公立学校共済組合
短期給付事業キャラクター
タンキちゃん

5つの健康保険制度

- 1 公立学校共済組合
- 2 再就職先の健康保険制度
- 3 国民健康保険制度
- 4 任意継続組合員制度
- 5 家族が加入している健康保険制度
の被扶養者

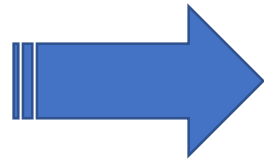


公立学校共済組合

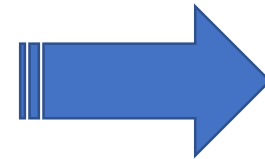
★ 引き続き公立学校共済組合の組合員としての資格を継続する主なパターン ★

- 定年制（本務）職員から任期付職員・臨時的任用職員・会計年度任用職員等に任用された場合
- 県費負担所属所（県立学校及び政令市を除く小中学校） ⇔ 政令市又は市立高等学校

任用形態により組合員証番号が変更になる場合がある



組合員（被扶養者）証等を所属所の事務担当者へ預ける



所属所において変更の手続きを行う

再就職先の健康保険制度

雇用期間、1週間の労働時間、1月の収入により加入できない場合もあるので、事前に再就職先に確認することをお勧めします。

加入要件を満たしている場合は、被保険者資格取得届等を提出する必要があります。

被扶養者がおられる方は、被扶養者の認定手続きも忘れずに。

(共済組合の被扶養者認定基準と異なるところがあるので、注意が必要です。)

詳しい加入手続きについては・・・

再就職先の健康保険担当部署へ問い合わせください。



国民健康保険制度

共済組合資格喪失後、14日以内に届出が必要です。

共済組合を脱退したという証明書「共済組合脱退証明書」が必要になるので、退職時の所属所において作成をお願いしてください。

手続きは市役所等に出向くこととなりますが、一部、郵送による申請も可能です。

また、お住まいの市区町村のホームページで国民健康保険料の試算ができる自治体もあります。

詳しい加入手続きについては・・・

お住まいの市区町村の国民健康保険担当部署へ問い合わせください。

任意継続組合員制度

任意継続
組合員申出書
作成

所属所
事務担当者
へ提出

共済組合
へ提出

退職日から起算して20日
を経過する日までに掛金の
納付をする必要がある

任意継続
組合員証
等の交付

掛金の
振り込み

申出者の自宅へ
掛金振込依頼書
等送付

家族が加入している健康保険制度の被扶養者

被扶養者になるためには被保険者と同一生計であることと、年間収入の限度額が設けられています。

収入の限度額は、認定を受けようとする日以降、向こう1年間の収入が130万円未満でなければいけません。

協会けんぽでは、障害を給付事由とする年金受給者及び60歳以上の年金受給者の方の収入に関する考え方が共済組合とは異なるため、共済組合では認定不可能でも、協会けんぽでは認定できる場合があります。

詳しい認定要件及び加入手続きについては・・・

家族が加入している健康保険担当部署へ問い合わせください。



ま と め

5つの健康保険制度

- 1 公立学校共済組合
- 2 再就職先の健康保険制度
- 3 国民健康保険制度
- 4 任意継続組合員制度
- 5 家族が加入している健康保険制度の被扶養者

それぞれ加入手続きは異なります。

また、加入する健康保険制度によっては、保険料や掛金の納付が必要な場合があります。

必ず加入手続き方法を事前に確認しておきましょう！



御視聴いただき

ありがとうございました。

